

擴張せんとして反抗され、僧侶の修養講話邪魔せられ、女工亦顯なる反抗を示したり。人形事件の如き其一例にて工場内の遊園砂場に木馬と一個の荒削りなる木彫人形あり、工場長は令兄島村抱月氏の死に太く感傷的なる一日此木彫人形か腰部以下を地中に埋められ其上體が女工の飛越臺となれるを傷み、かかる惨酷なる行爲は人形にと雖も許すべからずとて其撤去を命じたるに女工は擧つて之に反抗したり。又、氏が食堂附近に手洗臺を造り其上部に植木を置く部分を殘すや、職工團は「渡邊前工場長の銅像を建てやうか、之れとも佐々山の首をのせようか」と公然佐々山氏を面罵するに到れり。かくて佐々山氏の威令行はれず、今春工場長が處女會を組織せんとするや再び職工團の反抗するあり、紡織組合押上支部を承認するを條件として事なきを得たりしなり。

かかる事例は枚舉にいとまなきも畢竟其根本は組合に對する佐々山工場長の態度にあり。即ち佐々山氏は、女工中には友愛會若しくは労働組合に對し何等の理解を有せざる幼年工は其兩親より會社は保護を託せられつゝあるは言を待たざるに、友愛會は之に加入を強請し毎月準組合員費五十錢を徵收するが如き決して正しからず、女工の家庭が素より多く裕かならざるは自明の理なるに彼等は何を苦みて、父兄への送金の一部を割きて組合費を負擔するか又工女の家庭より其支出表にある組合費とは何ぞとの質問を受くるに對し會社は之に答ふべきの辭を知らず、女工の勤續平均年限は全國紡績工場の平均に於て

約八箇月、押上工場に於ても二箇年を超へざる時彼等に組合運動の必要あるべからずとの意図あり。
佐々山氏が曩に處女會を組織せんと焦り、後に組合費徵收は工場長の許可を受くべしと爲せるもの此意見に基きたるものに外ならず。

押上支部が存續上の不安を感じるは實に工場長赴任の翌々月頃よりの事にして、一月二月既に職工の間に「今年は前の罷工から三年目だ、一度はやらば納まるまい」と異口同音のさゝやきあり、佐々山、辛池、廣池の三角同盟が存する限り押上支部は落付いて眠れぬとなせり。而して赤石田村の誠首と共に友愛會最高幹部は押上支部幹事より罷業止むなしとの報告を受けたるなり。

四 罷業開始

友愛會幹部は上記の報告を受けたる後、財界の不況今日の如くして組合若し起たば遂に潰滅に到るは火を暗るよりも明かなればとて切に隱忍すべきを諭したるも、遂に来るべき日のあるべきを豫知したり。然るに會社は疾風迅雷の如く七月十三日午後六時を以て、捻絲工佐藤吉徳（紡績労働組合主事）仕上工柴山玉吉（押上支部幹事長）精紡工大橋平吉（押上支部長）に對し事業上の都合なる名儀以て解雇を宣告し日給三箇月の解雇手當を支給したり。事態は茲に到りて急轉直下し工場内の女工は漸次怠業狀態に入れり。